

災害廃棄物処理における 災害ボランティアの活躍



令和3年2月25日

内閣府 政策統括官(防災担当)付
参事官(普及啓発・連携担当)

市川 琢己

災害ボランティアの活動内容と活動主体



- 災害が発生すると被災地の内外からボランティアが駆けつけ、行政の手の届かない様々な被災者支援を実施
- 主に個人ボランティアの活動を調整する社会福祉協議会、専門的な能力を活かすNPO等、様々な主体が活動

活動内容

被災家屋の泥かき、清掃、ブルーシート張り



被災者の安否確認、見守り、困りごと相談



避難所の運営支援(生活環境改善、炊き出し、洗濯等)



買い物代行、情報提供



支援物資の運搬、仕分け



子どもの遊び、ストレス発散支援



活動主体

<災害ボランティアセンター>

主に、被災地域の市町村社会福祉協議会が設置・運営



熊本市(熊本地震)



那須塩原市(東日本台風)



宮城県丸森町(東日本台風)

<NPOなど民間の多様な被災者支援主体>

災害ボランティアセンターを通じたボランティア以外にも多様な民間主体が被災者を支援

【NPO】福祉、教育、家屋の清掃、生活環境の調査・改善など専門的な知見を活かした支援。



支援物資の運搬



在宅避難者実態調査



ゴミ出しの支援

【企業・経済団体】企業のCSRとして物資・サービスの提供、社員のボランティア参加、支援団体への資金・物資援助等

【日本赤十字社】医療救護等の本来業務ほか、炊き出し、避難所での健康支援活動、心のケア等の被災者支援等

※ その他、生活協働組合、青年会議所、学校法人、宗教法人等様々な団体が、被災者支援に活動



1-1 避難所

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ・避難所の衛生環境確保
（コロナ感染症対応） | ・医療/福祉の巡回 |
| ・在宅避難者対応 | ・被災者の心のケア |
| ・福祉避難所の確保
（福祉部局との連携） | ・ペット対応 |
| | ・（在宅要支援者、病院、福祉施設にも留意） |

1-2 物資調達

- | | |
|-------------|----------|
| ・プッシュ型支援の受入 | ・集積拠点の確保 |
| ・応援物資の把握/要請 | ・物資の配布 |

2 生活インフラの確保

- | | |
|--------------|-------------|
| ・停電/断水/通信の途絶 | ・道路啓開 |
| ・影響の更なる拡大 | ・給水車/電源車の確保 |

3 ボランティアの受入

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| ・災害ボランティアセンターの
設置（社協との連携） | ・社協、NPOなど支援団体
との情報共有・活動調整 |
| ・被災者ニーズの把握とマッ
チング | （ボランティア活動でのコロ
ナ感染症対応を含む） |

4 災害廃棄物

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ・仮置場の確保/周知 | ・収集運搬 |
| ・分別ルールの徹底
（火災防止策等） | ・処理計画の策定（広域） |
| | ・他市町村への応援要請 |

5 住まいの確保

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・応急危険度判定の実施 | ・建設型仮設住宅の建設地
検討 |
| ・被害認定調査の実施 | ・仮設住宅のマッチング調整 |
| ・罹災証明書の発行 | ・仮設住宅の受付 |
| ・仮設住宅の必要数参集 | （土木建築部局との連携） |
| ・賃貸型応急住宅の確保 | |

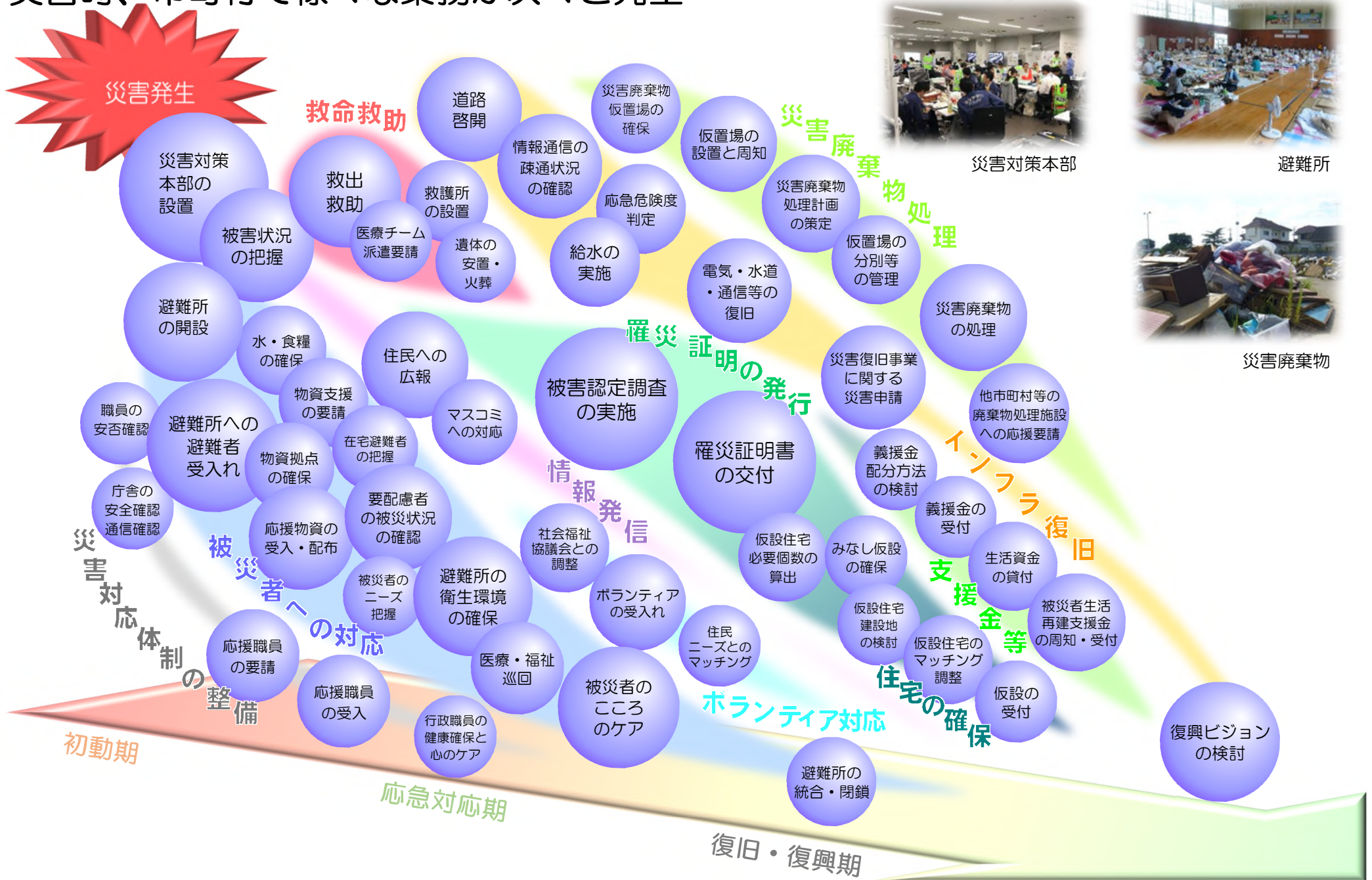
6 生活・生業の再建

- | | |
|---------------|--------------|
| ・義援金の受付 | ・農林漁業者の支援 |
| ・被災者支援 | ・観光需要喚起の対策 |
| ・被災者向け特別金融支援 | ・被災地域の特別雇用対策 |
| ・中小・小規模事業者の支援 | |

7 情報発信

- | | |
|---------|-----------|
| ・住民への広報 | ・マスコミへの対応 |
|---------|-----------|

災害時、市町村で様々な業務が次々と発生



地方都市等における地震対応のガイドライン

出典：地方都市における
地震対応のガイドライン
(平成25年8月)

	(準備段階) 内は住民等の意識啓発	初動段階 (発災当日中)	応急段階		復旧段階 1週間～1か月後(又は数か月後)
			1～3日後	3日～1週間後	
1. 災害対策本部の組織・運営	・庁舎の耐震化、代替施設の確保 ・災害対策本部設置・運営訓練	・災害対策本部設置 (代替庁舎確保)	・本部会議の公開 ・記者会見の実施	・国・県・市町村等 の合同による会議	・行政職員のこころのケア
2. 通信の確保	・衛星携帯電話の確保、住民と連 携した使用訓練 ・代替通信手段の検討	・情報通信の疎通状況確認	・孤立集落等への通信手段の確保		
3. 被害情報の収集	・情報収集項目の事前整理 ・情報収集(トリアージ)体制の整備	・被害状況に関する 情報収集	・情報処理(トリアージ)	・企業等の被害情報収集	
4. 災害情報の伝達	・防災行政無線のデジタル化	・地震(余震)情報、津波情報、避難勧告・指示等に関する情報提供			
5. 応援の受け入れ	・応援職員の担当業務の整理 ・応援協定の締結及び訓練 ・ヘリコプター離着陸場確保	・連絡窓口、受け入れ体制確保(駐車場、 燃料、炎对本部内の事務スペース等)	・都道府県及び周辺市町村の応援受け入れ		
6. 広報活動	・特別な配慮が必要な方への多様 な情報伝達手段を確保	・住民への広報(被害情報、避難 所、物資、ライフライン等)	・応急危険度判 定の周知	・被害認定調査、罹災証明の 発行に関する広報	・イベント、キャン ペーン等の周知
7. 救助・救急活動	・医師、保健師等の連携体制確保	・死傷者の捜索、 救出救助	・救護所の設置 ・医療チーム派遣要請	・遺体の安置、 火葬	
8. 避難所等、被災者の生活対策	・避難所施設の耐震化 ・住民と連携した避難所運営訓練	・避難所安全確認、 避難者受け入れ	・衛生環境の確保、エコノ ミークラス症候群の防止	・避難所の環境整備(配慮の必要 な人や女性の視点を考慮)	・ニーズ調査 ・避難所の統廃合、 閉鎖
9. 特別な配慮が必要な人への対策	・特別な配慮が必要な人への理解 ・配慮が必要な人の把握、支援体 制検討	・福祉避難所やホテル・旅館および専門 的なスタッフ等の確保 ・安否確認、必要な支援の確認・提供	・チェックリスト等を用いた生活不活発病の防止 ・多様な情報提供手段による広報 ・被災者のこころのケア	・災害関連死の防止	
10. 物資等の輸送、供給対策	・物流業者等との協定 ・地域完結型の備蓄	・物資支援 要請	・物資拠点 確保	・個人からの物資受 入れ方針を広報	・給水の実施 ・物資拠点の要員確保
11. ボランティアとの協働活動	・社会全体でのボランティア活動への理解 ・社協職員等への研修 ・NPO団体等との事前検討	・ボランティア受け入れ 体制の確保、周知	・社協職員や専門家等 の派遣要請	・被災者ニーズ把握	・移動手段や宿泊場所等の準備 ・地域コミュニティによる支援体制の確保支援
12. 公共インフラ被害の 応急処置等	(ハザードマップにより、事前に土砂災害発 生の危険性を周知し、訓練等を実施) ・耐震化の着実な実施 ・道路啓開等の体制の検討・確保	・避難勧告等の準備 ・専門家と連携し、インフラ被害、 土砂災害発生箇所等の点検	・道路啓開 ・立入禁止措置や避難の実施	・土砂災害発生箇所監視 ・管理者が避難した地区の家畜や 冷凍冷蔵品の移動等	
13. 建物、宅地等の応急危険度判定	(応急危険度判定、罹災証明の意 味について一般への理解促進)	・応急危険度判定士の応援要請	・応急危険度判定の実施		
14. 被害認定調査、罹災証明の発行			・被害認定調査の応援要請	・被害認定調査の実施、罹災証明の発行手続き	
15. 仮設住宅	・仮設住宅の建設候補地、空き家情報の事前把握 ・地域で配慮が必要な人に適した仕様の検討		・仮設住宅必要戸数の算出	・仮設住宅建設地の決定 ・空き家情報の広報	・配慮が必要な人の配 慮内容、人数の確認 ・「みなし仮設」受け付け
16. 生活再建支援	・被災者支援台帳等のフォーマット 等について事前検討	・義援金受け付け	・住民向け相談窓口の設置 (多様な専門家と連携)	・生活資金の 貸付	・義援金(一次)配 分方法の検討 ・被災者生活再建支 援金の周知、受付 ・被災企業等の事業 再開相談等
17. 廃棄物処理	・仮置き場等の候補地選定 ・廃棄物発生量の事前検討	・災害廃棄物処理計画の策定		・がれき仮置き場の確保	・他の市町村や民間業者等の協力に よる災害廃棄物の処理

※対応の終了時期は、災害の規模や個々の
地方都市によって異なる

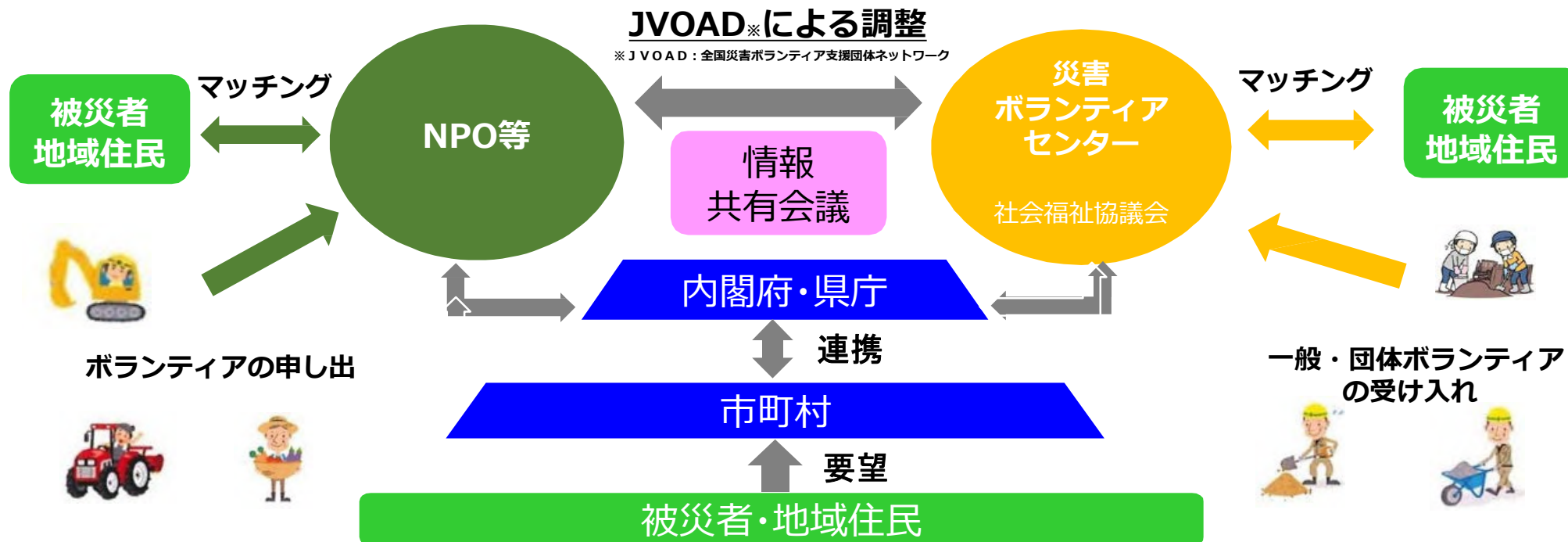
災害ボランティアに関する近年の動き



- 阪神・淡路大震災(H7)を契機にボランティアが被災者支援活動を行う機運が高まる(ボランティア元年)
- 新潟県中越地震(H16)等を受け、市町村社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置・運営する流れが定着
- 東日本大震災(H23)で、NPO、企業等多様な主体の支援が広がる一方、主体間の活動調整の難しさが顕在化
- 熊本地震(H28)で行政・社協・NPO等の連携が始まる。団体活動を調整する中間支援組織(JVOAD)が設立

(発生率)	主な災害ボランティア活動 (名称)	(延べ参加人数)	ボランティアの潮流	政府の対応
平成7年	阪神・淡路大震災	約137.7万人	☆ ボランティアが被災者支援活動を行う機運が高まる (ボランティア元年)	■ 災対法改正(平成7年) 行政が『ボランティアによる防災活動の環境整備』に努める旨、明記
平成9年	ナホトカ号海難事故	約27万人	★ 多数のボランティアが入り、大混乱	
平成16年	台風23号	約5.6万人	☆ 社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営を担うことが主流となる	■ 防災ボランティア活動検討会 平成16年から内閣府にて開始
平成16年	新潟県中越地震	約9.5万人		
平成19年	能登半島地震	約1.5万人		
平成19年	中越沖地震	約1.5万人		
平成21年	台風9号	約2.2万人		
平成23年	東日本大震災	約150万人	☆ NPO、NGO、企業等がボランティア活動(災害VCを通らないボランティアが約400万人)	■ 災対法改正(平成25年) 『行政がボランティアとの連携に努める』旨、明記。防災基本計画も改正
平成26年	広島豪雨災害	約4.3万人	☆ 専門性のある支援者により、幅広いニーズに対応	
			★ ボランティア団体のネットワーク化が課題になる	
平成27年	関東・東北豪雨災害	約4.7万人	★ NPOボランティアの活動を調整する「中間支援組織」の必要性が注目	
平成28年	熊本地震	約11.8万人	☆ 行政・社協・NPO等の連携による「情報共有会議」の実施(火の国会議) ☆ 中間支援組織JVOADが設立	
平成29年	九州北部豪雨	約6万人	☆ 被災地で情報共有会議の実施	■ 「ガイドブック～三者連携を目指して」 (平成30年4月)
平成30年	平成30年7月豪雨	約26.3万人	☆ 被災地(県別)、全国レベル(東京)で情報共有会議実施	■ 防災基本計画改定(平成30年) 「中間支援組織を含めた連携体制の構築を図る」旨、明記
平成30年	北海道胆振東部地震	約1.1万人	☆ 平常時からの三者連携体制の構築が進展	
令和元年	8月の前線に伴う大雨	約1.1万人		
令和元年	令和元年房総半島台風	約2.3万人		
令和元年	令和元年東日本台風	約19.7万人	☆ 行政・社協・NPO等が連携した大規模な災害廃棄物処理のオペレーション(One Nagano)が実施	■ 防災基本計画改定(令和元年) 「情報共有会議の整備を推進する」旨、明記
令和2年	令和2年7月豪雨	約4.4万人		■ JVOADとのタイアップ宣言(令和元年)

(R2.10.11時点)



令和2年7月豪雨発生時の情報共有会議について

(1) 全国レベルでの情報共有会議を開催

東京において、内閣府、JVOAD、全国社会福祉協議会、中央共同募金会、厚生労働省、環境省が出席する会議を4回開催。

(2) 各県(5県)にて情報共有会議を開催

岐阜県	岐阜県災害ボランティア連絡調整会議 (7/13, 7/21)
福岡県	令和2年7月豪雨福岡情報共有会議 (7/11, 7/21, 7/30, 8/6)
佐賀県	葉隠会議 (7/17, 7/24)
熊本県	火の国会議 (7/7~毎日開催、8/4~毎週火・木開催) ※熊本地震以降、定期的に開催されていたが、 7/8から令和2年7月豪雨に関する内容で開催
大分県	おおいたの被災地をみんなで考えよう! (7/11, 7/16, 7/22, 7/29, 8/5, 8/12, 9/2)

情報共有会議の実施風景 (熊本県 火の国会議)

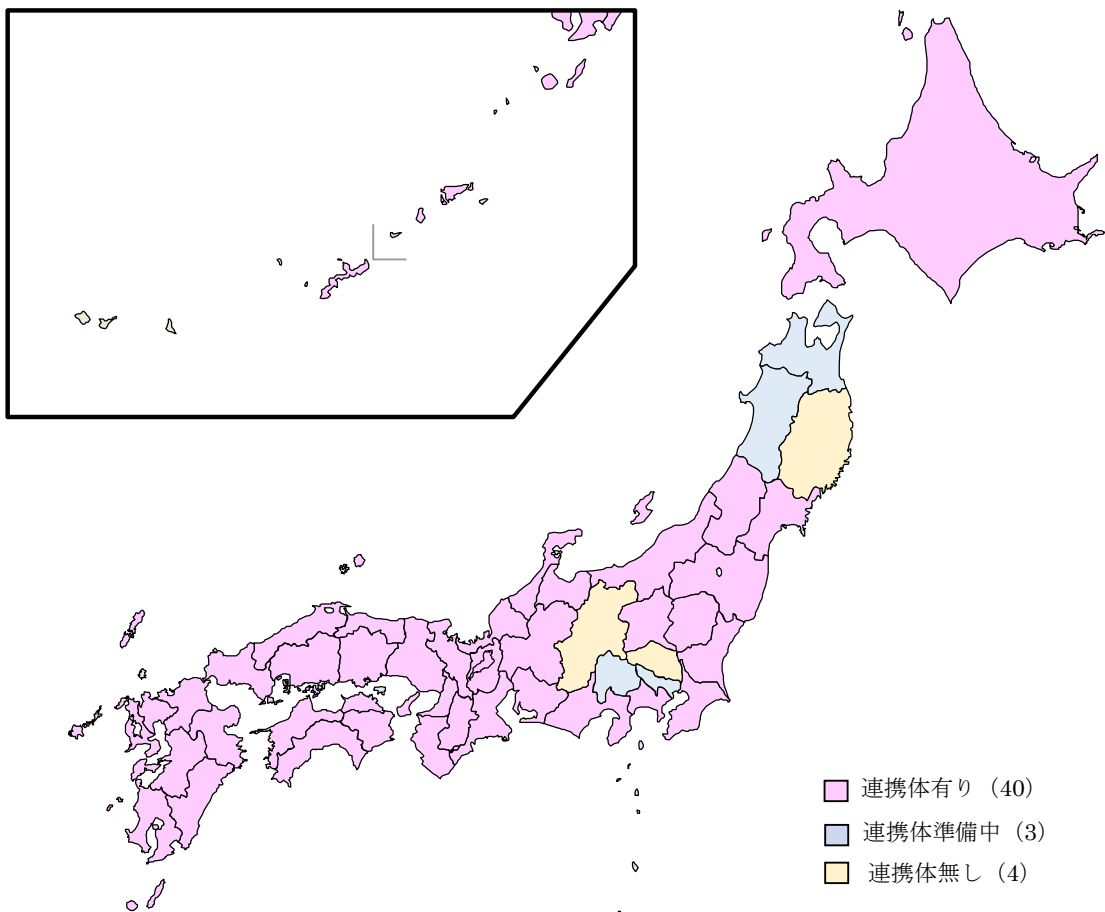


<参考>全国のボランティア・NPO等の活動状況

- ・ボランティアの活動人数: 46,279人 (11/17現在)
- ・NPO等の活動団体数: 196団体 (10月末時点)
- ・災害ボランティアセンターの開設数: 7県28市町村
 ※3市村(熊本県人吉市、球磨村、八代市)で開設中 (11/17時点)

参考) 都道府県における多様な被災者支援主体間の連携体の設置状況

<多様な被災者支援主体間の連携体があると回答した40道府県と連携体名>



* 多様な被災者支援主体間の連携体の有無については、「自治体」・「社会福祉協議会」・「NPO等多様な主体」のすべてが構成員であるかどうかを内閣府にて判断しています。(令和2年4月1日時点)

都道府県	連携体名
北海道	災害ボランティアネットワーク会議
宮城県	宮城県災害ボランティアセンター支援連絡会議
山形県	山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会
福島県	福島県災害ボランティア連絡協議会
茨城県	茨城県防災ボランティアネットワーク
栃木県	災害ボランティア活動連絡会議
群馬県	群馬県災害時救援ボランティア連絡会議
千葉県	千葉県災害ボランティアセンター連絡会
神奈川県	神奈川県災害救援ボランティア支援センター
新潟県	新潟県災害ボランティア調整会議
富山県	富山県災害救援ボランティア連絡会
石川県	石川県災害対策ボランティア連絡会
福井県	福井県災害ボラセンター連絡会
岐阜県	岐阜県災害ボランティア連絡調整会議
静岡県	南トラ地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会
愛知県	防災のための愛知県ボランティア連絡会
三重県	みえ災害ボランティア支援センター
滋賀県	滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会
京都府	京都府災害時等応援協定ネットワーク会議
大阪府	大阪府災害支援活動連絡会議
兵庫県	災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議
奈良県	奈良防災プラットフォーム連絡会
和歌山県	和歌山県災害ボランティアセンター
鳥取県	災害ボランティア関係機関連絡会
島根県	島根県災害ボランティア関係機関連絡会議
岡山県	災害支援ネットワークおかやま
広島県	広島県被災者生活サポートボラネット推進会議
山口県	山口県災害ボランティア活動支援ネットワーク協議会
徳島県	徳島県災害ボランティア連絡会
香川県	香川県災害御ランティア連絡協議会
高知県	高知県災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議
愛媛県	えひめ豪雨災害支援情報共有会
福岡県	福岡県災害ボランティア連絡会
佐賀県	佐賀県災害ボランティア連絡会議
長崎県	長崎県災害ボランティア連絡会
熊本県	熊本県災害ボランティアセンター連絡会
大分県	大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会
宮崎県	宮崎県・県社協・NPO防災会議
鹿児島県	福祉救援ボランティア活動連絡会
沖縄県	災害ボランティアセンター運営に関する関係機関連絡会

(参考) 災害ボランティアに関する内閣府の主な取組



◆発災時における情報共有会議の開催

平成30年7月豪雨以降、行政・社会福祉協議会・NPOの三者が連携した被災者支援が行えるよう、全国レベル・地域レベルで支援活動情報の交換等を行う「情報共有会議」を定期的に開催することが定着。

<全国情報共有会議>

- ・内閣府【行政代表】
- ・全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)【NPO代表】
- ・全国社会福祉協議会【ボランティア代表】



第2回全国情報共有会議

<被災地での情報共有会議>

- ・県単位・市町村単位で県ごとの情報共有会議を開催

◆内閣府とJVOADによる三者連携・協働ティアアップ宣言

○調印式: 令和元年5月20日(月)

○調印者: 内閣府: 山本大臣、JVOAD: 栗田代表



ティアアップ宣言調印式

<宣言概要>

(平時)

- ・発災時のボランティア活動に関する意見交換。
- ・地域における三者連携体構築及び体制強化を支援。

(発災時)

- ・被災地ニーズや支援活動に関する情報共有・調整。
- ・被災地域における「情報共有会議」開催を支援。

◆多様な主体による連携・協働に関する検討会

- ・多様な主体による連携・協働状況を把握し、課題の分析等を目的に有識者による検討会を実施。

<令和2年度の開催>

第1回: 令和2年8月7日、第2回: 令和3年3月(予定)

◆多様な主体による連携に向けた研修会、訓練

各都道府県における「多様な主体による連携・協働体制」を作ることを目的に、研修会・訓練を実施。

<令和2年度の開催場所(予定)>

- 徳島県(R2.10)
- 愛知県(R2.11)
- 静岡県(R3.1)
- 群馬県(R2.11)
- 鹿児島県(R2.12)
- さいたま市(R3.3)

※岡山県、栃木県は、今年度の開催は中止

※令和2年度からの新たな取り組みとして、中核人材を育成することを目的とした研修会を実施予定



◆ボランティア間のネットワーク形成支援

「防災ボランティアのつどい」を開催し、ボランティア相互の交流促進を図る(平成7年～)。

<令和元年度の開催場所>

ボランティア元年と呼ばれる阪神淡路大震災から25年となることを踏まえ、令和2年2月2日(日)に兵庫県で開催

主催: 内閣府 共催: 兵庫県



今井政務官開会挨拶



防災とボランティアのつどいin兵庫



房総半島台風

千葉県では暴風等により住宅の屋根被害が発生し、技術を有するNPO等によりブルーシート設置による応急対応が行われた。今後、同様の被害が生じた場合に備え、対応策事例を都道府県・政令市に紹介

(1) 被災住宅への応急対応(ブルーシート設置)や修理を円滑に進めるための、対策例を都道府県・政令市へご紹介



＜千葉県の事例＞

＜国交省の事例＞

○ブルーシート設置の講習会を実施できるNPO団体を都道府県・政令市にご紹介

【ブルーシート設置の講習会を実施出来るNPO団体】 *各団体の詳細情報については別紙ご参照下さい。

団体名	代表者	団体の本拠地	講習会の経験*
①災害ボランティア愛・知・人	赤池 博英	愛知県春日井市	木更津市
②関東風組	小林 達樹	千葉県松戸市	飯沼町
③コミサボひろしま	小玉 幸浩	広島県呉市	飯沼町
④災害救援レスキューアシスト	中島 武	大阪府	鴨川市
⑤DEF-災害エキスパートファーム	鈴木 暢	-	飯沼町
⑥Big Up 大阪	松本 佑樹	大阪府	南阿蘇市



自衛隊向け講習会



民間団体向け講習会

東日本台風

災害ボランティアセンターを通じた約19.7万人のボランティア及び約450の支援団体が活動を実施

床下の泥の撤去 (宮城県丸森町)



りんご農園の泥の撤去 (長野県長野市)



・千曲川が破堤した長野市では、市民、ボランティア、NPO団体等、国、県、市の行政、自衛隊が協働し、泥や 災害廃棄物を被災地区から撤去する**One Nagano (ワンナガノ)**と呼ばれるオペレーションを実施。
・官民の被災者支援活動の連携における顕著な好事例。



赤沼公園(集積地)



自衛隊による撤去作業

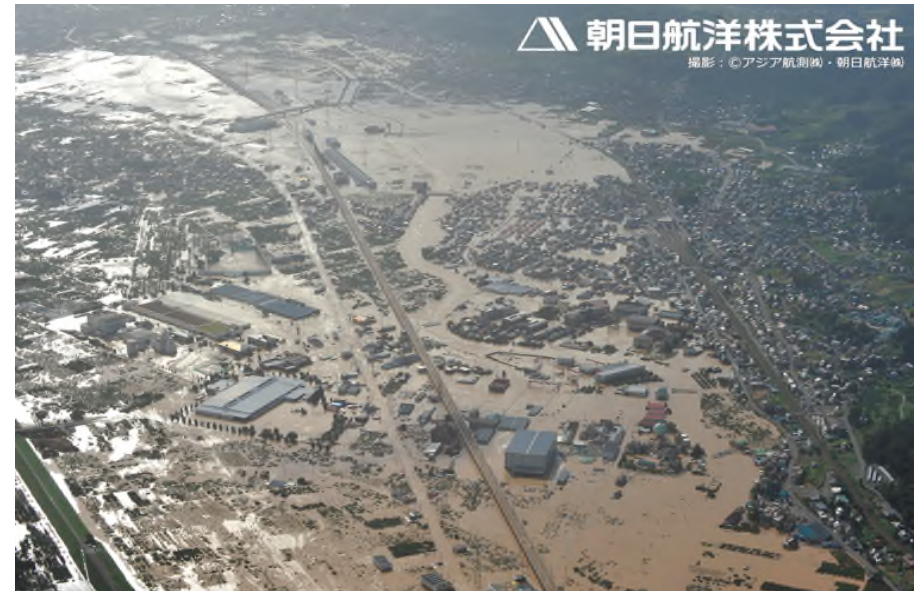


令和元年東日本台風は、北日本を中心に大きな被害をもたらした。死者99名、全壊住戸3,081棟、半壊住戸24,998棟となった。

	死者	全壊	半壊
宮城県	19	288	2,836
福島県	32	1,339	11,230
長野県	5	917	2,580

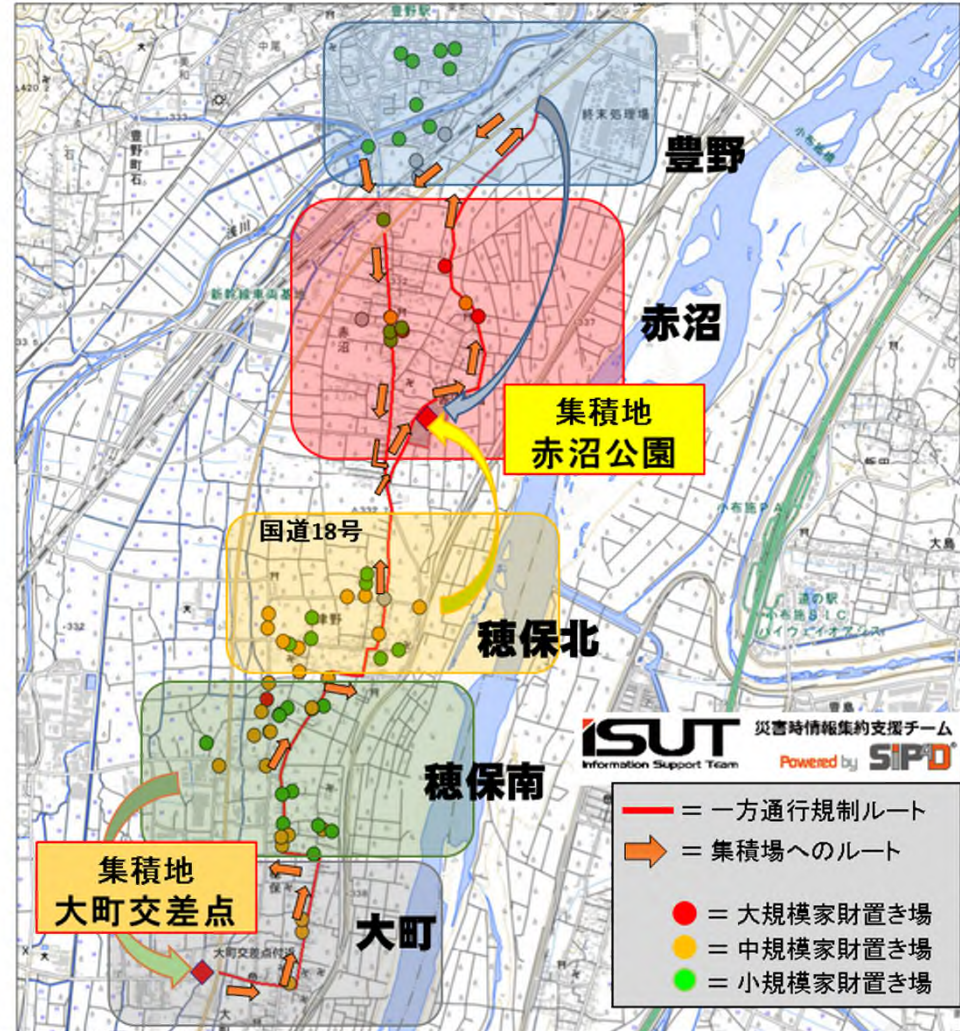
令和2年4月10日9時時点

長野市千曲川の堤防決壊



オペレーション

One Nagano (ワンナガノ) とは



被災地周辺地図

<作戦概要>

- 市民、ボランティア、行政、自衛隊の力を結集し、災害廃棄物・泥を集め撤去することにより、一刻も早く被災地域の日常生活を取り戻す。
- たくさんの災害廃棄物・泥を集中的に大量に移動させるため、ボランティアの協力を依頼。
- 台風19号による災害ボランティアで県内初の大規模活動。

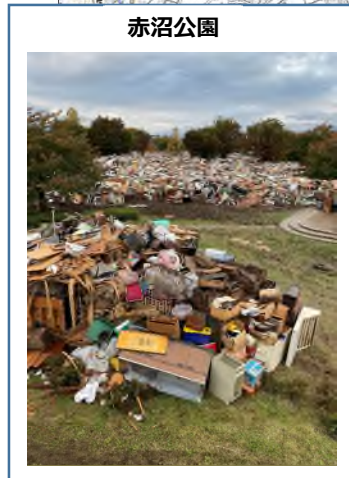
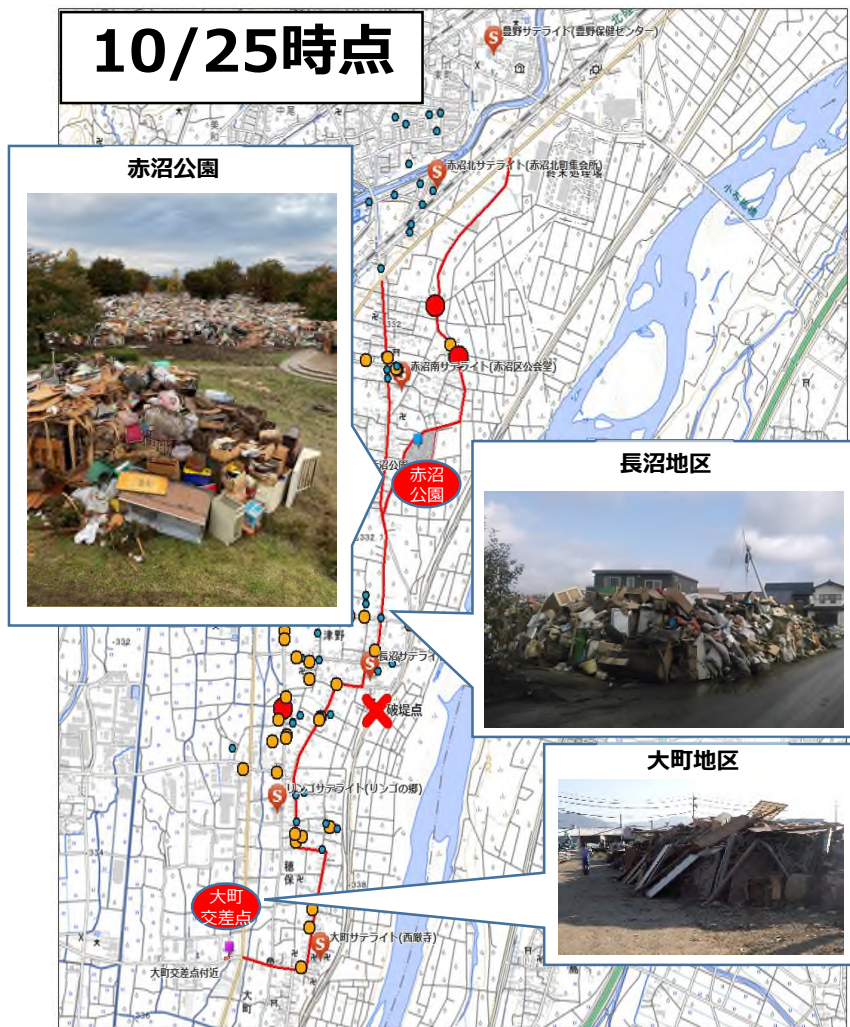
【10月22日撮影: 赤沼公園】
大量の災害ごみがまだ周囲にも...



勝手仮置き場の状況

集中実施1回目（10/26（土）27（日）：災害廃棄物の撤去

集中実施2回目（11/2日（土）～4（月・祝）：災害廃棄物&泥・土のうの撤去



計5日間



- ・長野市（環境部）
- ・ボランティア **12,781**人
- ・自衛隊
- ・全国清掃事業連合会
- ・名古屋市・大阪市応援



長野市勝手仮置き場位置(災害)WG結.IT DATA
 ● 小規模集積所(個人宅)
 ● 中規模集積所(要重機)
 ● 大規模集積所(要支援)
 ○ VC:サテライト(長野県2019110(現在))
 ○ サテライト
 X 千曲川破堤点

分類	数
● 小規模	37
● 中規模	31
● 大規模	3
合計	71

分類	数
● 小規模	6
● 中規模	8
● 大規模	124
合計	18

防衛省・自衛隊と環境省との連携対応マニュアル

- 近年の大規模災害では広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生し、応援自治体等の支援を受け、環境省・自衛隊・ボランティアなどの関係者が連携して災害廃棄物の撤去を実施。
- 環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、「災害廃棄物撤去に係る連携対応マニュアル」を共同で策定
- 自衛隊の活動の効果を最大化することにより、災害廃棄物の撤去を加速化し、被災地の復旧・復興に繋げる。

【主な内容】

- 関係機関の役割分担の明確化
- 発災時の現地調整会議の開催
- 関係機関の「顔の見える関係性」構築
- 自衛隊の活動終了の手順

等

長野県長野市における
自衛隊による撤去



栃木県大平町における
自衛隊による撤去





○新型コロナウイルスの感染が懸念される状況において効果的な災害ボランティア活動を行うための関係機関の連携強化について〈令和2年6月1日〉

- ・ボランティア活動の人員等に制約がある状況下で支援活動を効果的に行われるためには、行政、社会福祉協議会、NPO等の支援団体が**一層連携して支援活動の調整を行うことが重要**。
- ・地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費※については、**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能**。

※マスクやフェイスシールド等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要な費用等

○効果的な災害ボランティア活動を行うための地方公共団体と地域の社会福祉協議会との連携促進について〈令和2年7月9日〉

- ・ボランティアの受入については、**被災地の自治体と社会福祉協議会が十分に協議して**、ボランティアの受入内容を具体化することが必要。

(参考) 新型コロナウイルスの感染が懸念される状況における ボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン(JVOAD作成)



- NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）が令和2年6月1日に発行（内閣府からも地方公共団体に周知）。
- 「支援者が感染を広げないこと」、「支援者の安全を確保すること」を 遵守しつつ、新型コロナウイルス影響下での災害対応の判断基準となる指針を示すもの。
- 従来の災害対応と異なる点、災害対応の基本方針、NPO等支援組織の活動のあり方、現地で支援を行う際に準備・確認すべきことなどを説明。

※JVOADホームページにおいて公開（状況が変化するなか、必要に応じて内容を更新）
<http://jvoad.jp/news/korona-guide20200601/>

特徴1

新型コロナウイルス影響下においてボランティア・NPO等が災害対応を行うにあたっての基本方針を示す。

【基本方針】

1. 支援は地元の意向に配慮することを前提に対応を考える。
2. 支援は被災した地域内での対応を中心とし、原則外部からの支援は遠隔対応が主体。
3. 現地災対本部や行政等の要請がある場合、支援に必要なノウハウを有する支援者が被災地で活動することがある。

特徴2

NPO等の支援組織による活動の留意点を説明。

【主な活動事項と留意点】

- 先遣・調査
被害状況等の情報はできるだけ現地に行かずに収集
- 支援活動
現地団体による支援を基本とする。
- 情報共有会議
三密を避けオンラインで行うことを推奨。
- 行政等との調整
被災地の中間支援組織等が中心。
- リエゾン/コーディネーター
スキルを持った人を現地に派遣することがある。

特徴3

装備、医療機関、宿泊・移動手段など現地で支援を行う際の準備・確認すべきことを説明。「被災地で支援を行う場合のチェックリスト」も付属。

カテゴリ	項目	チェック
1. 職員の派遣前の状態	本人の同意はあるか	<input type="checkbox"/>
	家族の同意も確認したか	<input type="checkbox"/>
	本人の健康状態は問題ないか	<input type="checkbox"/>
	派遣前に在宅勤務など（不特定多数に接触していない状況）になっていたか	<input type="checkbox"/>
	感染症対策の研修を受けているか	<input type="checkbox"/>
2. 準備	マスク（活動内容によりサイズ/カラー・N95規格などが必要になる場合も）	<input type="checkbox"/>
	フェイスシールド	<input type="checkbox"/>
	顔の予防着（ガウン）	<input type="checkbox"/>
	消毒液	<input type="checkbox"/>
	石鹸	<input type="checkbox"/>
	体温計	<input type="checkbox"/>
	使い捨て手袋	<input type="checkbox"/>
ビニール袋	<input type="checkbox"/>	
3. 移動・宿泊・食事	活動期間中、特定の車両の確保ができていますか	<input type="checkbox"/>
	活動期間中、特定の場所の確保ができていますか	<input type="checkbox"/>

(参考) 新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～ (全国社会福祉協議会作成)

- 社会福祉法人全国社会福祉協議会が令和2年7月9日に発行。
(内閣府からも地方公共団体に周知)
 - 新型コロナウイルス影響下における災害VCの設置・運営に関して、3つのポイントを示す。
 - この考え方を参考として、都道府県、市区町村社会福祉協議会における災害VCの設置・運営の方針を策定するよう依頼。
- ※全国社会福祉協議会のホームページにおいて公開 (<http://www.saigaivc.com>)

ポイント1

【災害VCの設置・運営】

- 災害VCの設置については、被災者ニーズに基づき、専門家等の意見を踏まえ、行政と協議し判断すること。
- 災害VCの設置を迅速に判断するため、発災前に市区町村行政と協議し必要事項を決定しておくこと。

ポイント2

【ボランティアの募集・受入れの基本的考え方】

- ボランティアの募集範囲の拡大は、政府の基本的対処方針の考え方のもと、被災地域の住民のニーズや意見・意向等を踏まえ、行政（都道府県および市区町村）と協議し判断すること。
- ボランティアの募集にあたっては、参加の条件を予め周知・徹底すること。

ポイント3

【感染拡大防止に配慮した運営】

- 災害ボランティア活動を実施する際は、感染拡大防止を徹底すること。
- 不特定多数が災害VCに訪れることで密集状況となることがないように事前登録制等の工夫をすること。



○全国7県28市町村においてボランティアセンターを開設し、これまでのべ約3万7,000人のボランティアが支援活動を実施するとともに、196の支援団体が活動。(JVOADは、各県の支援団体ネットワーク(熊本県のKVOAD等)が行う調整活動を支援)

○今回の災害では、新型コロナウイルス感染症の懸念等から、ボランティアの募集範囲を県内や市町村内に限定しており、ボランティアが大勢集まりにくい状況

→これを補うため、

- ①熊本県における県内ボランティアの参加促進(被災地へのボランティアバスの運行、高速道路無料措置)
- ②主にボランティアが行う被災家屋の片付け作業について、公的主体が補完し、連携



災害ボランティアセンターでの受付



学生ボランティアによる活躍



家屋からの廃棄物の運び出し

令和2年7月豪雨(被害状況)

○熊本県をはじめとする九州地方を中心に、1月7日時点で死者84名、行方不明者2名等の人的被害や、住家の全壊1,621棟、半壊4,504棟、床上浸水1,681棟等の多数の被害が発生。

■人的被害

■住家被害

令和3年1月7日現在

	死者	行方不明者	重軽傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
広島	2	0	3	山形	1	62	7	150	555
福岡	2	0	9	岐阜	6	36	85	31	304
長崎	3	0	1	福岡	14	992	977	681	1,920
熊本	65	2	44	熊本	1,490	3,092	1,940	329	561
大分	6	0	2	大分	68	209	202	129	469
その他	6	0	18	その他	42	113	292	361	1,481
合計	84	2	77	合計	1,621	4,504	3,503	1,681	5,290



令和2年7月豪雨 熊本県球磨村の災害廃棄物等の状況

- 防衛省・自衛隊、県、トラック協会、環境省で一体で搬出等の支援を行う「球磨村の大型災害ゴミ搬出の寄り添い支援」を渡地区（7月16日～17日、7月25日～7月26日）、一勝地地区（7月21日）、神瀬地区（7月28日）で実施。
- 環境省からの要請に基づき、常総市職員（7月14日～7月22日）、西原村職員（7月21日～7月27日）を派遣。
- 福岡市が支援職員を派遣（7月26日～8月1日）
- 27日、宅地内に堆積した土砂の撤去申請の受付開始。8月10日から、災害ごみ・がれき等の家屋からの撤去申請の受付開始。
- 8月3日から、建設業者や地元の森林組合による、家屋からの土砂の搬出を開始。加えて、8月10日から、災害ごみ・がれき等の家屋からの搬出希望者の募集を開始。
- 7月30日から、鹿児島市による町中の災害廃棄物の収集運搬の支援を実施。また、8月10日から県の清掃業者の団体による支援も開始。8月11日から福岡市が災害廃棄物の処分の支援を開始。



自衛隊の作業前後の様子（渡地区、7月16日）



渡地区（7月25日）



一勝地地区（21日）



神瀬地区（28日）

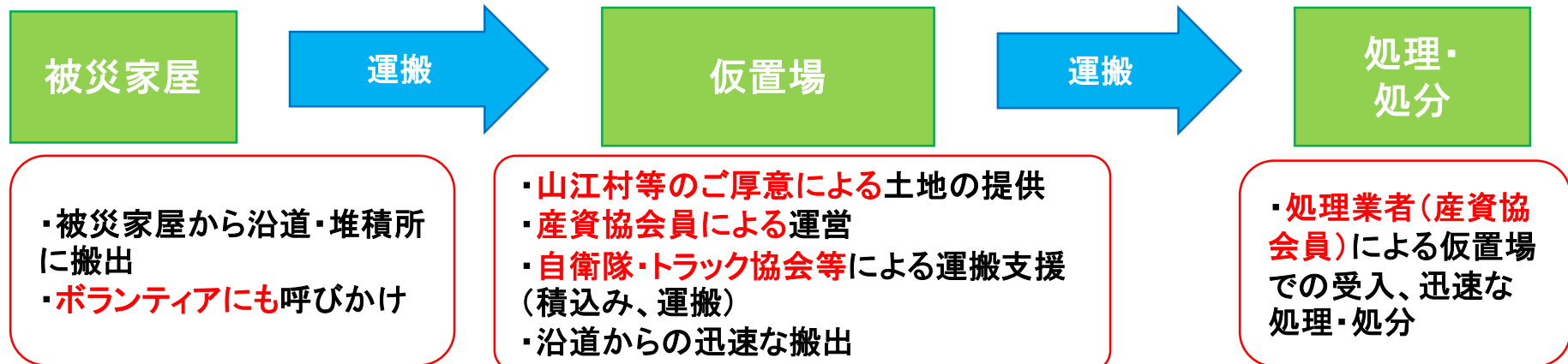
自衛隊による搬出作業の様子

球磨村の大型災害ゴミ搬出の寄り添い支援

- 被災した球磨村では災害廃棄物の仮置場を開設し、ゴミの片付けが開始
- 片付けゴミの搬出において、大型災害ゴミ(畳・家具・家電・金属)は重く、取扱いに苦慮
- 自衛隊、トラック協会、産資協会等関係者の円滑な連携で、これらの4品目を搬出
- 分別された大型廃棄物の撤去により片付け作業が進み、生活再建を支援

＜渡地区の大型災害ゴミ撤去支援フロー＞

- ・渡地区の皆様に事前周知し、7月16日(木)、17日(金)に実施。
※沿道に排出された可燃ゴミは清掃業者が事前に収集
- ・自衛隊員が沿道や集積所等の畳・家具・家電・金属をトラックに積込み、仮置場に搬出。
- ・トラック協会関係者が運搬に協力。
- ・産資協会の会員企業が仮置場で荷下ろしするなど、関係者が連携して球磨村をサポート。



(参考)人吉市内の大型災害ゴミ一掃大作戦

7月10日から13日までの間、関係者の連携で市街地の大型災害ゴミの搬出を実施



令和2年7月豪雨を踏まえた今後の災害対応における取組の実施について(周知)
(令和2年8月31日 府政防第1466号 内閣府政策統括官(防災担当)から各都道府県知事あて通知)

- 災害ボランティアセンターにおけるボランティアの受入について
 - ・ボランティアの受入については、地域の実情を踏まえ、被災地の自治体と社会福協議会が十分に協議して受入内容を具体化することが必要。
 - 災害ボランティアセンターの費用に対する災害救助法の取り扱い
 - ・救助を円滑かつ効果的に行うためには、災害救助とボランティア活動の調整が必要であり、その調整に必要な人員確保に要する増嵩した旅費や人件費については、災害救助法の国庫負担の対象となる。
 - ボランティアの参加促進策について
 - ・限られた募集範囲の中では、可能な限り**多くのボランティアが参加できるような促進策が有効**。(例:被災地までのボランティアバスの運行、被災地振興応援券の配布)
 - ボランティア活動を補う公助の充実について
 - ・ボランティアの減少を補い、被災者の生活再建支援を確保するためには、**公助を充実する対応も重要**。令和2年7月豪雨では、被災家屋内からの災害廃棄物や土砂の搬出の際に、行政、民間事業者等、ボランティアが連携した取組みが行われた。留意点は以下のとおり。
- ① **委託先の民間事業者等の確保**
委託する民間事業者を平時から確保することが必要。また、業者の選定にあたっては、地域の特性・実情に応じるとともに、自治体内の関係部局が連携して決定することが必要。
 - ② **自治体内での関係部局の連携体制の構築**
災害廃棄物処理事業の担当部局と堆積土砂排除事業の担当部局の連携構築
行政の担当部局と災害ボランティアセンターとの連携構築



令和2年7月豪雨を踏まえた今後の災害対応における取組の実施について(周知)
(令和2年8月31日 府政防第1466号 内閣府政策統括官(防災担当)から各都道府県知事あて通知)

○ボランティア活動を補う公助の充実について

・ボランティアの減少を補い、被災者の生活再建支援を確保するためには、公助を充実する対応も重要です。今般の災害における例として、熊本県の人吉市等では、これまで主にボランティアが行っていた被災家屋内からの災害廃棄物や土砂の搬出を、市等の災害廃棄物処理事業または堆積土砂排除事業により、地元民間事業者等に委託して行い、事業を実施する際にはボランティア活動との分担も調整し、行政、民間事業者等、ボランティアが連携した取組みが行われていますので参考としてください。

他方、上記の取組みを行う際には、次の点に留意することが重要です。

①委託先の民間事業者等の確保

災害廃棄物処理事業又は堆積土砂排除事業により被災家屋内からの災害廃棄物や土砂の搬出の業務を委託する地元民間事業者等を、平時のうちからあらかじめ確保することが必要です。また、委託先事業者等としては、主となる搬出物の内容に応じて清掃事業者や建設業者など、地域の特性に応じて森林組合やトラック協会などの例がありますが、地域の実情に応じ、また事業者等に係る自治体内の所管が多数の部局にまたがるため関係部局が十分連携して、事業者等の選定を進めることが必要です。加えて、事業者等を確保する方法としては、当該事業者等とあらかじめ災害時の対応に関する協定を締結する等が考えられます。



令和2年7月豪雨を踏まえた今後の災害対応における取組の実施について(周知)
(令和2年8月31日 府政防第1466号 内閣府政策統括官(防災担当)から各都道府県知事あて通知)

②自治体内での関係部局の連携体制の構築

被災家屋からのがれき、流木、災害ゴミが混在した土砂の搬出に備え、災害廃棄物処理事業の担当部局と堆積土砂排除事業の担当部局が異なる場合、一覽性を確保し、被災地全体の作業計画や作業完了の見通しを立てるため、例えば、両部局を含む関係部局からなるプロジェクトチームをつくり、

- ・平時には、①の事業者の確保、発災時のプロジェクトチームの働き方の確認等
- ・発災時には、被災状況、生活圏域における災害廃棄物や土砂等の堆積量、作業委託事業者、作業計画、作業完了見通しその他の関係情報の共有等を行う等、十分な連携を確保することが重要です。

なお、限りあるボランティアに効果的に活動いただくため、例えば、継続的に住む予定の被災家屋から順にがれきや土砂等の搬出ができるような留意が必要であり、**行政の担当部局と災害ボランティアセンターが、搬出作業対象の家屋に関する情報共有を密に行うなどの連携が重要**です。



参 考

(参考)災害ボランティアセンターに係る費用について

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要なボランティアの調整（受入・活動調整等）を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図る。

<背景・課題>

- 災害ボランティア活動やそれを調整する災害ボランティアセンターの運営は、被災者を支援する共助の取組として行われている。
- 一方、近年わが国で災害が頻発化・激甚化する中、ボランティア活動は益々活発化しており、広域から多数駆け付けるボランティアの調整の負担は増大している。
- 公助の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に行うためには、公助の救助事務として、共助のボランティア活動との調整を実施することが必要となってきた。

公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とする。

<概要>

- 対象事務 : 災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務
 - 対象経費 : 調整事務を行う人員を確保するための次の経費
 - ・人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）
 - ・旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）
- ※令和2年7月豪雨以降の災害に適用

I 平成30年7月豪雨災害の状況

- 西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、1府10県に特別警報が発表
- 各地で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、人的被害は1府13県で死者・行方不明者数は200名を超え、極めて甚大な被害が広域で発生 (平成に入り最大の被害をもたらした豪雨災害)

II 平成30年7月豪雨を踏まえた避難対策の検討体制

- 避難対策の強化に向け、関係省庁における洪水対策、土砂災害対策、治山対策、ため池対策、防災気象情報の検討と連携し検討を実施

III 今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言

○平成30年7月豪雨災害を踏まえた課題

- 居住地域の災害リスクの認識
- 地域の防災力
- 在宅の高齢者の避難
- 防災情報と避難行動の連携
- 防災情報の伝達 等

1. 避難に対する基本姿勢

<現状>

- 行政は防災対策の充実に不断の努力を続けていくが、地球温暖化に伴う気象状況の激化や行政職員に限られていること等により、突発的に発生する激甚な災害への行政主導のハード対策・ソフト対策に限界
- 防災対策を今後も維持・向上するため、国民全体で共通理解のもと、住民主体の防災対策に転換していく必要

<目指すべき社会>

住民「自らの命は自らが守る」意識を持つ

- 平時より、災害リスクや避難行動等について把握する
- 地域の防災リーダーのもと、避難計画の作成や避難訓練等を行い地域の防災力を高める
- 災害時には自らの判断で適切な避難行動をとる

行政 住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援をする

- 平時より、災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練などを実施し、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知をする
- 災害時には、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供する

実現のための戦略

①災害リスクのある全ての地域であらゆる世代の住民に普及啓発

子供	災害のリスクのある全ての小・中学校等における避難訓練・防災教育
地域	全国で地域防災リーダーを育成し、防災力を強化
高齢者	全国で防災と福祉が連携し、高齢者の避難行動に対する理解を促進

②全国で専門家による支援体制を整備

専門家 (水害、土砂災害、防災気象情報)	全国で地域に精通した防災の専門家による支援体制を整備し、①の取組を支援
----------------------	-------------------------------------

③住民の行動を支援する防災情報を提供

リスク情報	地域の災害リスクを容易に入手できるよう、各種災害のリスク情報を集約して一元化し、重ね合わせて表示
-------	--

防災情報	防災情報を5段階の警戒レベルにより提供することなどを通して、受け手が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進
------	---

2. 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進

○学校における防災教育・避難訓練

- 命を守る行動 (避難) を実践的に学ぶことにより、「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するため、子供のころから地域の災害リスク等を知ることが重要。
 - 防災関係機関 (市町村防災部局、河川・砂防担当部局 (国・都道府県)、気象台等) の支援のもと、水害・土砂災害のリスクがある全ての小学校・中学校等において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に防災教育と避難訓練を実施する体制を構築。
 - 防災教育と避難訓練の連携により、効果的に地域の災害リスクや防災情報の理解、避難場所や避難のタイミング等を確認。
- 想定される災害リスク及びとるべき避難行動の周知徹底
- 防災気象情報の精度検証・予測精度の向上や発表基準の改善を適時に行い広く周知

3. 地域における防災力の強化

○住民が主体となった地域の避難に関する取組強化 (地域防災リーダーの育成等)

- 地域の人々の意見をまとめる見識や能力等を有する地域のリーダーが、水害・土砂災害に関する専門的知見を有しているとは限らない。
 - 各地域における自助・共助の取組 (災害・避難カードの作成、地区防災計画の策定等) の適切かつ継続的な実施に向け、水害・土砂災害・防災気象情報に関する豊富な知見を有する専門家の支援により、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーの育成が必要。
 - 専門家の支援は、災害時の避難勧告等の発令の判断や、平時のハザードマップの作成・周知、避難訓練等、市町村の防災対応の維持・向上においても重要。
- 市町村防災体制の強化

4. 高齢者等の要配慮者の避難の実効性の確保

○「防災」と「福祉」の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進

- 高齢者が地域で安心・安全に生活を送るためには、災害時に適切な避難行動をとれるよう、日頃より、高齢者一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要。
 - 水害については、大規模氾濫減災協議会において、ハード・ソフトの両面から防災・減災への取組を関係者が連携して実施中。
 - 高齢者の日頃からの生活に関する支援については、地域包括支援センターやケアマネジャーが核となり実施中。
 - 防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施。
- 地域の防災力 (共助) による高齢者等の要配慮者への避難支援強化
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定等の促進

5. 防災気象情報等の情報と地方公共団体が発令する避難勧告等の避難情報の連携

○住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供

- 平時の災害リスク及びとるべき避難行動の周知に加え、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援する防災情報の発信が必要。
 - 災害対応にあたる市町村が、適時的確に避難勧告等を発令するための支援が必要。
- マルチハザードのリスク認識
- 平成30年7月豪雨では、洪水や土砂災害、ため池の決壊等の多様な災害が同時に発生。
 - 地域の災害リスクに応じた避難行動をとるためには、様々な自然災害のリスクについて平時から理解するとともに、災害時にも容易に確認できることが重要。
 - 複数の災害リスクを一元的に把握できるよう、各種災害のリスク情報等を重ね合わせて表示できるシステム (サイト) を構築するとともに、引き続き、表示情報を充実。
- 施設管理者や気象庁、地方公共団体等による危機感が伝わる情報提供
- 特別警報の役割の明確化と周知

6. 防災情報の確実な伝達

- 防災気象情報・避難情報の伝達手段の強化
- 市町村職員の情報発信の負担の軽減



「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は避難することが原則**です。

知っておくべき5つのポイント

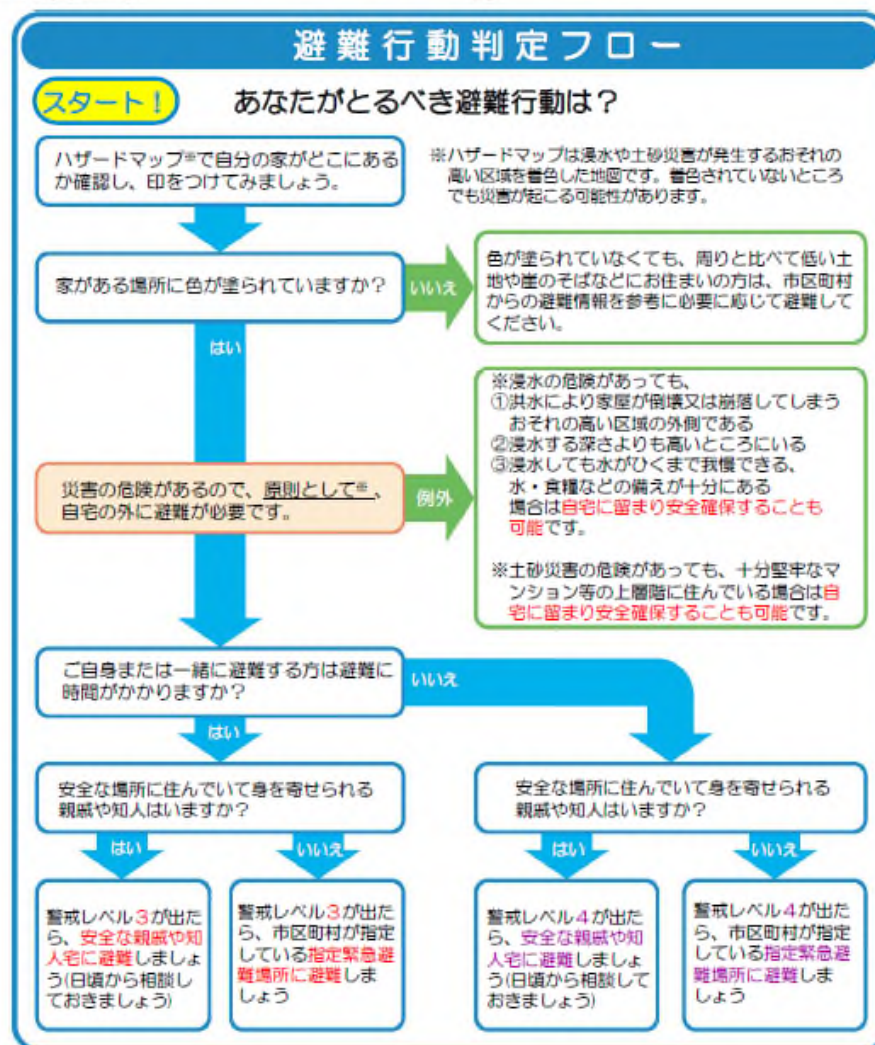
- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。できるだけ自ら携行して下さい。
- 市町村が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認して下さい。



今のうちに、
自宅が安全かどうかを
確認しましょう!



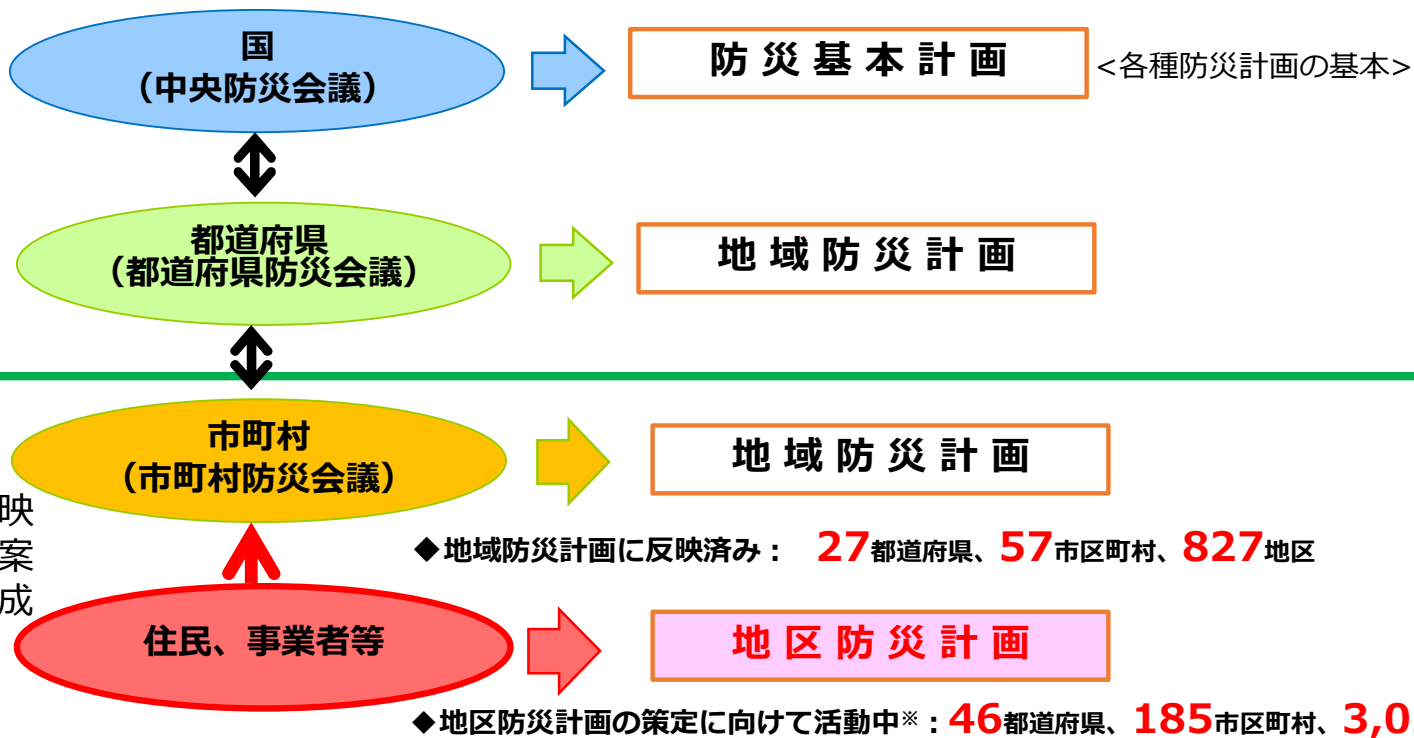
ハザードマップ 検索



(参考) 地区防災計画制度の概要



- 地域住民が自発的に防災計画を作成する活動を応援するため、災害対策基本法が改正され、平成26年4月から「地区防災計画制度」が開始。
- 住民等が地区の防災計画を策定し、市町村へ提案できる計画制度。(平成26年4月1日施行)



地区防災計画の作成
(災対法等42条第3項、42条の2)等

- 市町村防災会議は地域防災計画へ反映
- 地域住民は市町村防災会議へ計画提案
- 地域住民が地区防災計画の素案を作成

◆地域防災計画に反映済み： **27**都道府県、**57**市区町村、**827**地区

◆地区防災計画の策定に向けて活動中*： **46**都道府県、**185**市区町村、**3,028**地区
(市区町村に提案済みだが地域防災計画には未反映分を含む)

地区防災計画の内容の例

①平常時	②災害警戒時	③応急対策時	④復旧・復興時
<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練、避難訓練連絡体制の整備、避難路・避難所の確認 ● 要配慮者の保護等地域で大切なことの整理 ● 食料等の備蓄 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集・共有・伝達 ● 避難判断、避難行動等 ● 住民の所在、安否確認 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 率先避難、避難誘導、避難の支援 ● 物資の仕分け・炊き出し ● 避難所運営、在宅避難者への支援 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 <p>など</p>



地区防災計画の素案作成支援ガイド 地方公共団体の職員の方々へ

○地方公共団体の職員に向けて、地区防災計画をより理解し、地域住民・事業者等による地区防災計画の素案作成、その実施の取組を支援いただけるように、これまでに届いた質問・疑問等に回答するように作成したガイド。



時計台ビル
北海道札幌市

Column



テナント企業等が参加したワークショップの様子

- 商業ビルとして全国初の計画策定の取組。
- ビルの所有者、管理会社、テナント企業等が連携し、平常時と災害時の役割分担や協力方法を検討した。
- 入居している保育園の子ども達が安心できる防災活動に取り組んでいる。
- 「昼間は時計台ビルの地区防災計画で人命を守り、夜間は居住地域の地区防災計画で人命を守る、車輪の関係」と作成者の言。



大塚製薬工場と周辺自主防災会
徳島県鳴門市

Column



津波避難訓練の様子

- 地元大手企業と昭和南海地震での津波を経験した周辺地区（3自治会）の連携による取組。
- ワークショップや津波避難訓練を合同で実施して、災害時の避難行動や役割分担を検討し、「アクションカード」を用いて各地区の取組を共通化した。

【平成27年度地区防災計画モデル地区】アドバイザー：新建新聞社 中澤氏

令和2年3月



内閣府
(防災担当)

国民の防災意識向上のため、我が国の防災に関する活動を行う多様な団体・機関が一堂に集い「防災推進国民大会2020」を実施。コロナ禍を踏まえ、オンラインで開催。

2020年度 開催概要

【テーマ】 頻発化する大規模災害に備える
～『みんなで減災』助け合いをひろげんさい～

・ 日 時：2020年10月3日(土) 10～18時

・ 開催方法：オンライン開催

(広島・東京のスタジオからライブ中継等)

※広島市の会場での開催予定をオンラインへ変更

・ 主催：防災推進国民大会2020実行委員会

(内閣府・防災推進協議会・防災推進国民会議)

・ 実績：(1) 視聴数 **15,545回**
(2) 閲覧回数 (PV数) **94,782回**
(3) 出展者数 **117団体**

(内訳：セッション：22、ワークショップ：11、プレゼン：84)



オープニングセッション
小此木大臣より開会挨拶



湯崎知事より
開催地挨拶



松井市長より
開催地挨拶



オープニングセッション
ハイレベル対談
(広島スタジオの様子)



クロージングセッション
赤澤副大臣より閉会挨拶



大塚議長より
主催者挨拶



秋本副議長より
主催者挨拶



ハイレベルセッション
(広島スタジオの様子)

プログラム例

○ 防災推進国民会議メンバーからのメッセージ

構成団体からのビデオや文章によるメッセージを紹介



○ 内閣府 TEAM防災ジャパン「いまだからこそ、オンラインでつながろう」

日頃からの防災・減災の事例や悩み・課題を共有し、具体的な取り組みのより一層の深化を促す議論をワークショップにて実施



○ 広島県知事・三重県知事 トップ対談

「頻発する豪雨、切迫する巨大地震にどう備えるか」をテーマに対談



○ 広島市防災セミナー 語り継ぐ防災～教訓を活かす～

トークセッションと講演の2部構成で、トークセッションはオンラインに加え、広島市のラジオ局から生放送。



○ プレゼン

防災関係団体等の活動の紹介映像等を掲載。当日は面談も実施。

(写真は「梅林学区自主防災会連合会 / 梅林学区復興まちづくり協議会」の様子)

